続・東京裁判の記録・図書についてのおぼえがき――付 BC級戦争犯罪裁判資料

住 谷 雄 幸

はじめに 東京裁判関係 <資 料>

> 朝日新聞社所蔵資料 米国国立公文書館所蔵資料 英文判決書

英文東京裁判資料集・索引 豊田隈雄氏の談話録音要旨

<図 書> 研究書及び概史 裁判関係者の著作 その他
BC 級戦争犯罪裁判関係
<資料>
BC 級戦犯裁判概史(英文)
横浜裁判再審理記録集(英文)
マニラ裁判軍事委員会命令集(英文)
<図書>

記録・体験記・BC 級戦犯論 九大生体解剖事件 山下裁判 そ の 他

はじめに

近年、東京裁判やBC級戦争犯罪裁判についての関心が高まってきた。これは、わが国ではいまだ未解決ともいえる戦争責任という問題に、戦争犯罪裁判という側面から解明しようとする努力のあらわれであると思われる。こうした関心の一定の高まりを反映して、現代史研究の観点から戦争犯罪裁判を分析した論文も発表されるようになった(1)。

本稿は、「東京裁判の記録・図書についてのおぼえがき」(本誌7号に掲載)の続編をなすもので、東京裁判について、1973年以降に利用が可能となった資料や図書について解説を行うものである。それとともに、BC級戦争犯罪裁判の主な資料や図書についても紹介するものである。関心が高まりつつある戦争責任の問題を考える上での一つの手がかりともなれば幸である。

東京裁判関係

<資 料>

前稿執筆(1973年)以降,当館が収集した資料として次のものがある。

朝日新聞社所蔵資料

朝日新聞東京本社では、創業 100 周年の記念事業の一つとして、東京裁判資料集の刊行企画がたてられた。筆者も東京裁判資料の関係者の一人として、企画のための懇談会に参加した。しかし、この企画は同社の内部事情のため保留となった。その後、この資料の収集の中心であった森恭三元論説委員などの努力もあり、1979年5月、これらの資料はすべて当館に寄贈されることになった。これは、起訴状、公判速記録、法廷において受理された証拠、却下された証拠、未提出の証拠、判決書・判決附属書、少数意見など和文資料 219 冊、英文資

料 472 冊, 計 691 冊に及ぶ厖大なものである。

これらの資料は、新聞の紙型を表紙にして製本されており、戦後間もない時期の物資不足の社会状況を反映した貴重なものである。これらの資料の収集は、南次郎の主任弁護人であった岡本敏夫弁護士の協力により、東京裁判の進行と並行して行われたもので、関係者の努力は並々ならぬものであった(2)。しかし、収集もれの資料もかなり見受けられる。昭和30年から時間と人手をかけて収集した法務省司法法制調査部所蔵資料の方が、収集率は完璧に近いといえるであろう。

また、これらの資料は、提供者が一人であったため、一部の資料を、法廷で採用された証拠、検察側資料、弁護側資料、宣誓口供書等の異なった基準による分類製本をしたため、必要とする資料を見つけ出すためには、どこの資料群に製本されているかを赤鉛筆で表示した事務用の『極東国際軍事裁判記録 目録及び索引』で検索しなければならない。

これらの資料は、当館の現代政治史資料 室で利用することができる。

米国国立公文書館所蔵資料

Microfilm Copy of selected IMTFE and IPS Records. Prepared by the Photographic Division of the IMTFE, 1948. 61 rolls (35mm positive) (T918)

Court papers. No. 1-1690.

List of exhibits. 1-2924.

Court journal. 1 (Apr. 29, 1946)-21 (Feb. 11, 1948)

Court exhibits. 1-3915.

Documents collected by the IPS.

Judgments, opinions & sentences of

the Tribunal.

このマイクロフィルムは、極東国際軍事裁判所写真部によって作成されたものであるが、現在は、米国国立公文書館の第二次世界大戦戦争犯罪記録コレクションであるRecord Group 238 の一部で、T918 の記号が付されている。このフィルムには、1巻から62巻までの連続番号が付されているが、29巻は欠番であるので、実質は61巻である。

このフィルムに収められている資料について簡単に説明する。 Court papers は、1号から1740号まで発行され、被告人の動議・申立て、裁判官・弁護人・証人の宣誓、証人・書証の作成要求等を収めたものである。このフィルムの中には、1690号までの分が収められている。

Court journal は、法廷速記録の目ごとの概要、裁判官と検察側・弁護側との間の会議の日ごとの概要とからなるもので、通し頁で5463 頁に及ぶものである。 尤も、2190頁からは判決文で、このフィルムの中には、1948年2月の弁護側再反証段階までの分が収められている。

国際検察局 (IPS) が収集した証拠書類は、37巻から52巻までの16巻に及ぶもので、「満州事変情報」、「満州事変憲兵情報」などの貴重な史料が収録されている。

これ以外は、書証、判決等で、特に説明 の必要はないと思う。

このマイクロフィルムは、当館の現代政治史資料室で利用することができる(請求記号はT918)。

なお、同室で収集した極東委員会(Far Eastern Commission)記録の中にある第 5 委員会(戦争犯罪関係)の記録を参考ま でに記しておく。

Records of Committee No. 5 (War

Criminals)

Sheet No. Contents

(B)233 Committee No. 5 Agenda. 2–16 Meetings.

(B)233-234 Documents Committee No. 5.

(B)234-235 Committee No. 5 Miscellaneous (International Military Tribunal for the Far East)

(B)235-236 Communications concerning Japanese War Crimes Trial.

(B)236-237 (表題欠, United Nations War Crimes Commission —Australian Office, etc.)

(B)237-238 Committee No. 5 Agenda and Minutes 1-16 Meetings.

英文判決書

The Tokyo Judgment; the International Military Tribunal for the Far East (I.M.T.F.E.) 29 April 1946–12 November 1948. Edited by B.V.A. Röling and C.F. Rüter. Vol 1,2. Amsterdam, APA-University Press Amsterdam, 1977. (A191–44)

これは前稿で紹介したが、刊行が遅れ、1977年になって、全3巻のうち2巻が刊行された。第1巻には、東京裁判の際オランダ代表判事 Röling 博士(現グロニンゲン大学国際法教授)の序論及び判決文(多数派判決文)、ウエップ裁判長の別個意見、フランス代表ベルナール判事の反対意見、フィリピン代表ジャラニラ判事の同意意見、第2巻には、インド代表ペル判事の判決書、オランダ代表ローリング判事の意見

が収められている。第3巻には、判決附属 表A及びBと索引が収められることになっ ているが、現在にいたるまで刊行されてい ない。

多数派判決以外は、公開の法廷において 朗読されず、速記録にも掲載されなかっ た。ローリング博士が序論で述べているよ うに、歴史上の重要な戦争裁判であるにも かかわらず、これらの判決文が刊行されな かったことは驚くべきことである。しか し、ローリング博士の努力により、30年たって陽の目を見ることになったのは、東京 裁判の研究にとって、大へん喜ばしいこと である。

英文東京裁判資料集・索引

The Tokyo War Crimes Trial. Annotated, compiled and edited by R. John Pritchard and Sonia Zaide Pritchard. Garland Publishing, Inc., 1981. 27v. (A191-50)

The London School of Economics and Political Science O Dept. of International History の Research Assistant である R. John Pritchard 氏は、1974年 D.C. Watt 教授の指導のもとに、The British Social Science Research Council の財政的援助 によって, イギリス国内における東京裁判 関係資料の調査及び検索手段の作成に取り 組んできた。1976年, 同氏は, その成果を "A Survey of Tokyo War Trial Records in Britain" ("Proceeding of the British Association for Japanese Studies" Vol. 1 pp. 131-150) として発表した。 この論文 は、イギリスはもとよりアメリカにおいて も大きな反響をよび、アメリカの Garland 社から全27巻で刊行されることとなった。

1980年7月刊行開始の予定であったが、1 年半以上も遅れ、1981年末に裁判記録編22 巻及び索引編の4,5巻が刊行された。

全27巻のうち22巻は、52,000頁をこえる 英文裁判記録の写真製版(4頁分を1頁に 縮小)で、これらの巻には、起訴状、公判速 記録、判決(少数意見を含む)のみならず、 特別宣言、条例、手続規程、判事控室の審 議記録などを収録した完璧なものである。 第1巻の冒頭には、ワット教授の序論、プ リチャード夫妻の序文が付されている。

あとの5巻は、索引・ガイド編で、1,2巻は、人名、事項索引、3巻は、公判速記録の概要、証拠に対するドキュメントキー、4,5巻は、公判中に作成された検索手段など、次のものが収められている。

- 1. List of Corrections to the Transcripts.
- 2. Index to the Court Docket.
- 3. Court Docket and the Chronology of Pleadings & Proceedings.
- 4. Index to the Rulings of the Tribunal.
- 5. List of Rejected Exhibits.
- 6. Index to Prosecution Documents, Listed by Defendant.
- 7. Index to Defence Documents, Listed by Phase and by Defendant.
- 8. List of International Prosecution Section Case Files.
- Functional Charts of Japanese Governmental Organs.
- Charts showing Cabinet Ministers in each of the Nineteen Cabinets during 1927–45.
- 11. Lists of Personnel occupying key military and naval posts in the period 1927–45.
- 12. Personnel Records of the Individual Defendants.

- 13. List of Counsel.
- 14. A Select Bibliography.

この5巻からなる Index and Guide編の うちの白眉は、第1,2巻 Index to Names and Subjects である。これは、起訴状、 公判速記録、判決(少数意見を含む)中に 含まれている人名及び事項をもれなく収録 し、約3万項目(参照項目、小項日を含む) に及ぶ詳細な索引である。

類似のものとして、Paul S. Dull と Michael Takaaki Umemura 両氏の編纂し te"The Tokyo Trials: A Functional Index to the Proceedings of the International Military Tribunal for the Far East" (The University of Michigan Press, 1957.94 p.) がある。これは、この分野の研究者 のための検索手段としては、先驅者的役 割を果したものである。しかし、収集した 公判速記録に欠号もあり、項目も荒く、不 完全なものであった。プリチャード夫妻の ものは、5年近い歳月を費して作成したも のだけに、詳細であり、利用しやすい。 例えば, 東条英機の項目は, 参照項目, 小 項目をふくめて300項目もあり、有機的に 検索が可能となっている。筆者は、1979年 9月、ロンドン郊外のプリチャード宅を訪 れ、作成の苦労話を聞き、原稿を見る機会 を得たので, この資料集の刊行を心から祝 福する次第である。

以上述べたように、各種の基本的な資料 集や索引が刊行され始めている。東京裁判 の基本的資料とは一体何を言うかなどにつ いて、前記朝日新聞企画チームが開いた 「豊田隈雄氏から話を聞く会」の要旨の中、 資料に関する部分を関係者の了解をえて次 に収載することにする(豊田隈雄氏につい ては後述)。 <豊田隈雄氏の東京裁判に関する談話録音要旨──資料に関する部分──>

質問① 東京裁判の「全資料」とは、どの範囲までを考えるのが妥当か。

答 将来,「東京裁判の学問的研究にたえうる資料」というわくで考えた。

- (A) 必ず備えなければならないもの
- (1) 極東国際軍事裁判所設置に関する連 合国軍最高司令官特別宣言とそれによって 作られた極東国際軍事裁判所条例
 - (2) 極東国際軍事裁判所手続規程
 - (3) 起訴状
 - (4) 法廷速記録(和文,英文とも)
- (5) 証拠書類(東京裁判の性格からして 却下されたものは重要だから最大限拾いあ げるべきである)
- (6) 判決(少数意見は速記録にはないが、ぜひ必要。和文翻訳は甚だ不備)
- (B) 状況が許せば収集したもの
- (1) 判事控室記録 (Transcript of proceedings in Chambers: Docket)

英文速記録しかない。判事控室のやりとりは、普通、裁判のスピードアップのため手続上の問題が多く扱われるが、東京裁判の場合、フィリピン判事の忌避(ローガン弁護人の申立)など重要なものもあり、弁護人側は、この記録を法廷速記録に加えるようしばしば訴えていた。

- (2) 被告の尋問調書
- (3) 訴願関係記録(米最高裁に提出した 訴願提出許可申立書)
- (4) ジャクソン報告書(米,英、仏、ソの法律家が集り、重大戦争犯罪人に対する訴追及び裁判に関する諸原則、手続方法について協定をきめた1945年8月のロンドン会議の報告書。ニュールンベルグ裁判、東京裁判の基礎的文献)

質問② その「全資料」にたいして、法務省資料はどの程度収集したか。

答 「必ず備えなければならないもの」 の部分は、正副2部ずつそろえた。ただし 「識別証拠」はあえてもとめなかった。

判事控室記録は三分の一程度で、被告の 尋問調書は、東条、武藤、大島三氏のもの はそろえたが、他は未備。訴願関係記録、 ジャクソン報告書はそろえた。また、新 聞・雑誌の関連記事もかなりそろえた。

質問③ 実際の収集作業は、どんな方法でおこなったか。

答 裁判自体だけでなく、それにまつわる事務、行刑資料や社会の反応を知るため の資料も広く収集した。その方法は、

- (1) 外務省を通じて関係各国へ資料状況を問合せる。
- (2) 弁護人から通信,あるいは訪問により,資料の寄贈を受ける。
- (3) アメリカでマイクロフィルム化したものの一部を取り寄せる。
- (4) 官庁の事務資料の収集
- (5) 巣鴨刑務所の運営委員会の資料,刑 務所自体,法務関係の資料の収集
- (9) 社会の反応として,戦争受刑者世話 会の資料,新聞・雑誌の収集
- (7) 連合国側のおかした残虐・不法行為の資料の収集(ただし若干)

質問④ 未提出資料はどの程度収集できたか。また、未提出資料、却下資料はどの部分に多かったか。

答 未提出資料の収集は、提出寸前にある"準備された"ものに限った。どの案件に多いかは、却下資料の分布に比例しているとみてよい。

却下資料の分布(裁判直後作成した弁護 側統計) 一般段階······ 37 満州事変····· 29

支那事変* ……167

対ソ侵略…… 42 太平洋戦争……202

個人弁論……150

再反証 ----- 69

計------696

*「中共政府の成立→日本の安全につながる」の論議にはきびしいわくがはめられた。

質問⑤ 法廷における書証の朗読には、 ①朗読せず ⑩一部朗読 ②全文朗読と差 異があるが、速記録を読んだだけでどの程 度カバーできるか。

答 70~80パーセントはカバーできる。 速記録に組み込まねば、判決にひびかせる ことができないという気持で、検察側、弁 護側双方とも速記録に入れるよう努力し た。

裁判の初期の段階では、「速記録にあり、 書証はなし」があるが、これは証人に対し ては直接訊問方式を原則としていたからで ある(のち時間がかかるというので、口供 書で代行されたが)。

質問⑥ 和文公判速記録の脱落、添加は どの程度か。

答脱落の主なものは、

- (1) 判決の少数意見
- (2) 昭和21年4月29日の起訴状(英文速 記録20頁分)
- (3) 昭和21年5月14日のうち, 英文速記 録204~247頁に該当する部分
- (4) 地図, 統計・グラフ, 写真, 扇子・ 掛軸などの物的証拠

添加の主なもの、昭和23年2月19日の残 虐行為に関する検察側最終論告は、分量が 多いので、法廷では朗読せず、公判速記録 のみ記載。

<図 書>

前稿で紹介した以降に刊行された東京裁判に関する主な図書について、刊行年順に、簡単な解説を付して紹介することとする。

研究書及び概史

『戦争犯罪裁判概史要』 法務大臣官房 司法法制調査部 1973年8月 503 p (法律政治課事務用図書)

法務省は、1955年4月からA級、BC級戦争犯罪関係資料の調査及び収集に関する事務を開始し、豊田隈雄氏の談話要旨にある通り、この分野の収集としては、完璧に近いものとなった(残念なことに、これらの資料は未公開である)。

1973年3月31日,この作業の中心となった横溝光暉顧問(元熊本県知事),豊田隈雄参与(元海軍大佐),井上忠男参与(元陸軍大佐)の三氏は、それまでに収集した資料に基づき、A級、BC級戦争犯罪人に対する戦犯裁判について、記録的・歴史的に叙述した報告書を提出し、法務省を退識した。

本書は、その報告書の概要を印刷したもので、「取扱注意」の部内資料となっている。BC級関係者のプライバシーの問題、1968年の国連第23回総会で採択された「戦争犯罪および人道に反する罪にたいする時効不適用に関する条約」との関係で微妙な問題があるという理由からである。

本書は,総説,極東国際軍事裁判,GH Q裁判,各国が行った戦争犯罪裁判,刑の 執行,釈放の6章と戦争犯罪裁判関係主要 事項年表 (pp. 449~503) からなるもので、 現在までに、最も体系的に叙述されたもの として貴重な報告書である。

なお、本書は、前述の理由で当館に納本 されていないが、当課の事務用資料として 備えてあり、研究者の利用も多い。

大沼保昭『戦争責任論序説――「平和に対 する罪」の形成過程におけるイデオロ ギー性と拘束性――』 東京大学出版 会 1975年11月 388,61 p (A191-14) 著者は, 東京大学法学部助教授。本書は 「『平和に対する罪』の形成過程」と題し て『国家学会雑誌』(第87巻3・4~12号,88 巻1・2号) に発表した論文を原型として いる。第二次世界大戦後のニュールンベル グ裁判の中心課題となった「平和に対する 罪」の形成過程を検討することにより、戦 争違法観がカイザー訴追条項以降,戦間 中、第二次大戦を涌して継続的に維持され た概念であるに対し、指導者責任観が戦間 期においてはほとんど問題とされず、第二 次大戦に至って急拠復活した, いわば断続 的・孤立的な概念であることを立証したも の。「丹念な実証と 徴密な論理と明確な問 題意識に 支えられた力作」(安藤仁介『国 際法外交雑誌』75巻5・6号)である。

スミルノーフ, ザイツェフ『東京裁判』 川上洸, 直野敦訳 栗屋憲太郎解説 大月書店 1980年8月 518p

(A191-21)

Л.Н. Смирнов と Е.Б. Зайцев 共著 "Суд в Токио" (Воениздат, Москва, 1978) の全 訳である。東京裁判をソ連で本格的に論じたものとしては初めてのものであり、ソ連読書界の話題をさらうベストセラーとなったもの。執筆者の一人、スミルノフ氏は、

現在ソ連最高裁判所長官の要職にあり、ニュールンベルク裁判にはソ連検察団の一員として参加し、東京裁判にはソ連側の次席検察官をつとめ、東京裁判の表裏に精通している数少ない生き残りの一人である。

本書は、陰謀家たちの第一歩、被告席に坐らなかった人々、皇帝、訊問さる、七人の「殉国者」の一人、挫折したタレーラン、軍国主義者流の中立、終末の始まり、戦争犯罪の跡を追っての8章からなる。これは裁判における検察側の立証・論告の構成にほぼ対応する内容となっている。本書の記述は、裁判当時からのソ連の主張であった財閥指導者の責任追究や日ソ中立条約が失効状態にあったなどを強調している点に特色があるが、「ソ連の東京裁判観を集大成したものとして、今後の東京裁判研究において本書は無視できない独自の位置を保つものと思われる」(解説 p498)

なお、巻末の解説「東京裁判とソ連」 (栗屋憲太郎 pp. 493~518)は、東京裁 判に関する論文で、アメリカ側の資料を中 心に、東京裁判をめぐる米ソ間の裏面にお ける緊張関係を、準備、構成、運営をめぐ る対立、被告選定問題、A級戦犯容疑者の 釈放問題、A級戦犯裁判の終結問題の面か ら鋭く分析している。

裁判関係者の著作

島内龍起『東京裁判弁護雑録』 頒布取 扱所:信山社 1973年12月 584 p

(A191-9)

著者は、弁護士で、東京裁判において元 駐独大使大島浩の弁護を担当、また、元連 合艦隊司令長官・軍令部総長豊田副武に対 するいわゆる GHQ 裁判の弁護人等をつと めた人。覇道の外交、敗因、東京裁判弁護 雑録 (pp. 363~581) の3部からなり,第3部東京裁判弁護雑録は,敗戦の嵐,東条訊問調書,東京裁判の機構,弁護報酬,獄中の揮毫,最後の法廷,想い出の証人,豊田軍令部総長裁判,病院船攻撃事件の9章からなる。特に、東京裁判の機構の章は、その機構と運営,弁護団の活動の実態がかなり詳細に記されており、興味深い。

清瀬一郎『秘録 東京裁判』 読売新聞 社 1975年8月 313 p (A191-13) 1967年3月刊のもの(前稿 p. 15)の改 訂版。17 東条遺言の摘記 18 遺骨と戒 名 19 裁判より得たる教訓の3章(pp. 195~220)及び起訴状の抜粋(pp. 221~ 242)冒頭陳述(pp. 243~292),解説(長 尾龍一)(pp. 299~313)が新たにつけ加え られた。

滝川政次郎 『新版 東京裁判をさばく上,下』 創拓社 1978年1月上239 p 下256 p (A191-18)

1953年5月東和社刊行のもの(前稿p. 14) の新版で、上巻には、長文の「新版への序」(pp. 8~49)、附録として「東条元大将の遺言、その他」(花山信勝 pp. 227~239)、下巻には附録として、「東京裁判の回顧」(滝川政治郎 『歴史教育』3巻2号掲載のもの)(pp. 219~236)、「滝川政次郎著『東京裁判をさばく』の再刊に際して当時を回想する」(小林俊三)(pp. 237~252)、「新版への跋」(pp. 253~256)が付されている。

『木戸幸一日記――東京裁判期――』 木戸日記研究会(代表岡義武)編集・ 校訂 東京大学出版会 1980年7月 502 p (GB566-39)

日記, 宣誓供述書草稿, 木戸幸一談話の 3部からなる。日記の部分は、既刊の『木 戸幸一日記』につづく昭和20年12月15日か ら昭和23年12月31日に至る期間の日記を中 心に、関係の史料を整理編纂したものであ る。つまり、A級戦犯容疑者として収監さ れた日から、起訴・裁判をへて終身刑の言 渡を受け、刑が確定するまでの期間を含 む。第2部は、木戸幸一関係の証人の宣誓 供述書草稿30通が収録されている。第3部 には、アメリカ戦略爆撃調査班、GHQ の G2歷史科,司法大臣官房司法法制調查部 による談話聴取記録が収録されており、巻 末に、木戸孝彦「東京裁判と木戸幸ーーー 木戸幸一被告を 弁護した 立場から」(pp. 487~502) が付されている。

その他

百瀬三郎『秘録 東京裁判――二重国籍 者の悲劇――』 番町書房 1972年7 月 280 p (A191-6)

キーナン検事の随行団の主席翻訳官で、 後に法廷でモニターとして活躍した日本と アメリカに国籍をもつ伊村明彦にスポット をあてながら描いた東京裁判秘録。

洞富雄編『日中戦争史資料 8 南京事件 I』 河出書房新社 1973年11月 411 p (GB631-29)

編者は、早稲田大学教授。早稲田大学図書館所蔵の極東国際軍事裁判の全記録から、南京事件に関する一切の資料を抄出して編纂した資料集。たんに速記録から抄出するだけでなく、注のかたちで、法廷証拠になっても法廷における朗読では一部省略された個所を補記し、また法廷で却下された書証もその全文を当該個所に掲出し、さらに表その他朗読不可能な書証や法廷不提

出書証も収録するなど関係資料をほぼ網ら的に収録したものである。

国民教育研究所編『極東裁判――教育証言の記録――』 現代史出版会 1975 年12月 301 p (戦後教育の原典 3) (FB25-49)

2部からなり、第1部「極東裁判と日本の軍国主義教育」は、4つの論文を収録しているが、東京裁判関係のものとして、幼方直吉「極東裁判の歴史的意味――ニュールンベルグ裁判との対比において―」(pp.53~67)がある。ニュールンベルグ裁判の法理が一部に反対意見もあるが、民衆の法意識として定着している西ドイツとは逆に、日本の場合、東京裁判への関心は低下し、年とともその意味が忘れられていった原因を分析した後、ベトナム戦争との関連で東京裁判への新しい関心が起りつつあることを説得的に叙述している。

第2部「極東裁判における教育証言・教育問題の記録」(pp. 69~301)は、日本文の速記録から教育関係を抽出し、再構成したものである。

なお、付録として、伊ヶ崎暁生・土屋基 規編『日本近代教育史年表——軍国主義教 育と極東裁判を中心に——』(107 p)が刊 行されている。戦後の部分にある「戦争犯 罪裁判関係」の欄は、『戦争犯罪裁判概史 要』の年表を参照したものであるが、便利 である。

次に、図書の一部に掲載されている東京 裁判関係の記述のうち、筆者が気がついた ものを、刊行年順に、簡単な解説を付して 紹介する。 荒井信─『第二次世界大戦──戦後世界 史の起点──』 東京大学出版会 1973年1月 225 p (GA82-14) 戦争と戦後認識 1 戦争体験と東 京裁判 pp. 2~8

「日本帝国主義にたいするトータルな否定者としてあらわれたのは、いうまでもなくソ連だけ」で、結果的にみて、アメリカ側の歴史認識が東京裁判で正統性を獲得するとして、多数派判決の歴史認識を、「日本の支配層は極端な軍国主義者と、穏健な政治指導者のグループに分けられ、この両者の拮抗と、後者の最終的な敗北によって真珠湾へのドラマが形づくられることになる。前者にはより多くの軍人、右翼的な政治家が分類され、後者にはより多くの外交官、経済官僚、重臣、財界人がふくまれる」と指摘している。

角家文雄『昭和時代——15年戦争の資料 集——』 学陽書房 1973年4月 404 p (GB511-23)

17 極東国際軍事裁判 pp. 285~ 305

特別宣言書,極東国際軍事裁判所条例, 被告略歷,裁判関係人等の資料に簡単な解 説を付したもの。

『マッカーサーの涙 ― ブルノー・ビッテル神父にきく― 』 朝日ソノラマ 1973年8月 238 p (GB566-15)

カトリック教会東京大司教区麹町教会の神父であるビッテルは、戦後、ローマ法王代表・バチカン公使代理を務め、マッカーサー司令部を補佐した。その際の苦心談を朝日ソノラマ編集部がまとめたものである。東京裁判関係として、第7章 戦争裁判開廷の前夜(キーナン、ウエップ、ヒギンズ)

第8章 キーナンとの対決 第9章 第8 軍軍事法廷(横浜のB級戦犯裁判) pp. 141 ~201 があり,ウエッブ裁判長やキーナン 首席検事との会談や人物評価は興味深い。

中村新太郎 「"墓地からの告発" ――東 京裁判(極東国際軍事裁判) ――」 (霜多正次編『ドキュメント 昭和五 十年史 5占領下の日本』 汐文社 1974年1月刊所収 pp. 71~97) (GB511-39)

「東京裁判は,真に追究すべきかずかずの重要戦犯を逃がしている点で,ファシズムにたいする民主主義の世界史的断罪として,また真の"墓地からの告発"としては,不十分なところが多々あるが,日本国民にふかい反省をあたえた点で,その歴史的意義は少くはないであろう」という立場で書かれた略史。残虐行為に関する部分がくわしい。

臼井勝美「"文明"の名において ――極東裁判――」(朝日ジャーナル編『昭和史の瞬間 下』 朝日新聞社 1974年7月刊所収 pp. 214~222)

(GB511-27)

元首の責任解除、冷戦の影響、勝者の裁判、処刑前後よりなり、ローリング判事の各被告に対する意見が記されている。

ねずまさし 『"現代史" への疑問』 三 一書房 1974年11月 261 p

(GB511-35)

8 天皇の戦争責任について 一竹山 道雄『昭和の精神史』批判—(1「開 戦の責任は軍部だけ」か 2 開戦ま での天皇の態度 3 天皇,行動にお いて開戦を命ず)pp. 135~146 9 日本人戦争責任について(1 戦争は 日本人の共同責任 2 関東大震災と 朝鮮人虐殺 3 三一万歳事件 4 日本軍の残虐行為の歴史 5 医学博 士岡本氏の自殺) pp. 147~182

『批判日本現代史』(日本評論社 1958年刊)の改訂版。「天皇の戦争責任」は竹山道雄氏の所論に対して疑問をのべたもの。 「日本人の戦争責任について」は、とかく天皇、軍部、官僚、財閥、軍隊だけの戦争責任を追究する"進歩的歴史家"の方法と反対に、日本国民一般の責任を追究したもの。

相良竜介編 『ドキュメント昭和史 6 占領時代』 平凡社 1975年6月 348 p (GB511-36) II 平和憲法と東京裁判 5 東京裁 判(朝日新聞法廷記者団) pp. 94~112 朝日新聞法廷記者団『東京裁判 下』(東 京裁判刊行会 1962年刊)の一部を収録。

柳井恒夫 「勝者 は 裁く "東京裁判"」 (『昭和史探訪 6 戦後30年』 番町 書房 1975年8月刊所収 pp. 5~22) (GB511-32)

対談者は、戦前条約局長で、東京裁判では弁護人として重光葵元外相の弁護を担当した経過が語られ、キーナン検事からファーネス弁護人にあてた手紙の全文も掲載されている。なお、インタビュアーは三国一朗、対談収録は1975年7月17日である。

質屋興宜 『戦前・戦後八十年』 経済 往来社 1976年3月 398 p

(GB511-53)

第5部 戦争責任と戦争裁判(1 私の戦争責任は重大である 2 戦 争裁判は不当かつ違法 3 なぜ私は不平なく服役したか 4 一億総責任説は無意味 5 戦争責任に日本として自主的判断のないのは遺憾 6 大東亜戦争戦没者遺族の深き悲しみ 7 勲章と私 8 戦争責任と私の気持 9 戦争裁判の資料の整備 10 処刑地跡地の保存 11 刑務所の囚人から管理者へ 12 一 燈園精神 13 橋本依五郎君の最期 14 釈放と処遇のからみ) pp. 171 ~203

東条内閣の大蔵大臣として,東京裁判に おいて終身禁錮の宣告をうけた著者の回想 録。戦争責任論や法務省の戦犯資料室設置 の経過等が興味深い。

1974年12月, 浪曼刊のものの再版。

朝日新聞社編・『アサヒグラフに見る昭 和の世相 7(昭和23年—24年)』 朝 日新聞社 1976年4月 271 p

(GB511-44)

東京裁判特集号(昭和23年12月1日) pp. 114~128を収録。

内山正熊「東京裁判——A級戦犯問題」 (『昭和の戦後史 1 占領と再生』 沙文社 1976年4月刊所収 pp. 131~ 154) (GA82-14) 筆者は、慶応大学教授。『戦争犯罪裁判 概史要』を中心としたコンパクトな解説である。

荒井信一 『現代史におけるアジア―― 帝国主義と日本の戦争責任――』 青 木書店 1977年3月 238 p

(GE87-12)

I 日本の戦争責任 1 「昭和史論

争」と戦争責任 2 戦争責任について「「戦争責任問題」の出現,戦争責任とドイツ史学,戦犯裁判の歴史意義,東京裁判とアメリカ pp. 43~47,戦争責任意識と国民) 3 天皇の戦争責任問題とアメリカ pp. 3~77

筆者は、茨城大学教授。「戦争責任について」は、歴史学研究会編『現代歴史学と教科書裁判』(青木書店 1973年)に発表した論文の再録。東京裁判は、「実質的には、アメリカの裁判にたいする影響がきわめてつよく、したがって、アメリカの戦後の対日占領政策の推移によって、裁判を通じて究明さるべき戦争責任の追究も、歪められ、不徹底に終ったことは明らかである」とし、被告の選択、天皇の不起訴等の問題にふれている。

三文字正平 「極東軍事裁判」(『語りつ ぐ昭和史 激動の半世紀 5』 朝日 新聞社 1977年3月刊所収 pp. 281 ~314) (GB511-50)

東京裁判において小磯国昭元首相の主任 弁護人であった筆者が、朝日カルチャーセンターにおいて講演したもの。東京裁判の 経過についてはごく簡略で、戦犯処刑者の 遺骨をひそかに集め、後に愛知県三ヶ根山上に合祀した経過、戦犯釈放運動に尽力した経過、

大窪愿二編訳『ハーバート・ノーマン全 集 第2巻』 岩波書店 1977年6月 464p (GB411-68)

戦争責任に関する覚書(近衛文麿 1945年11月5日,木戸幸一 1945年 12月19日,伊沢多喜男一日本の黒幕 1945年12月19日)pp. 333~366 戦争犯罪人裁判の観察 pp. 384~ 402

カナダ外務省の代表として東京において 総司令部対敵情報部長付調査分析課長を臨 時に勤めた E. H. ノーマンが,戦争犯罪人 に関する調査結果をまとめて連合軍総司令 部に提出した覚書が前者である。後者は, 東京裁判終結後,カナダ外務省情報部の求 めに応じて書いた簡潔な観察記録である。 この中で,裁判の意義だけでなく,法廷で 公表された証拠の歴史的価値についても言 及している。

安倍源基『昭和動乱の真相』 原書房 1977年10月 405 p (GB511-66) 第22章 巣鴨での取調べ記録(はし がき 1 特高の仕事、翼賛会、2・ 26事件 2 御前会議の状況 3 内大臣のこと、翼賛会と関係したか 4 私服警官,太平洋戦争,天皇の 地位 5 終戦反対者は誰か,共産 党検挙方法 6 喧嘩腰の訊問,家 宅捜査 7 岸信行の防長尊攘同志 社 8 日本のヒムラー、治安維持 法の制定者 9 検事に協力してく れぬか 10 拷問の設備, 隣組とス パイ, 友人をかばいすぎる 11 終 戦, 開戦と天皇の責任 12 満足で きぬと検事は言う あとがき) pp. 380~403

著者は、警視庁特高部長、内務省警保局 長、警視総監、鈴木内閣の内務大臣等を歴 任、A級戦判容疑者として拘置され、昭和 23年に釈放された。当時の記録をもとに記 述されているので、訊問の情況は詳細であ る。 『グラフィックカラー 昭和史 9 占 領下の日本』 研秀出版 1977年 180 p (GB511-63) 〈カラー〉極東国際軍事裁判(市ケ 谷法廷; A級戦犯,巣鴨の生活,戦 争裁判への世論,人と遺品一ラビノ ード・パル)〈グラビア〉戦争裁判 (法廷論争,被告たちの横顔,巣鴨 拘置所,断罪下る,BC級裁判) 〈人物ハイライト〉本間雅晴(角田 房子)〈時事ハイライト〉東京裁判 (保阪正康)pp. 65~88

日本放送協会編『再現ドキュメント日本 の戦後 下』 日本放送出版協会 1978年3月 310 p (GB566-30) 3 審判の日――極東国際軍事裁判 pp. 113~179

NHK の特別企画番組「日本の戦後」の テレビ放送の台本をもとに、会話の部分は そのまま生かし、いわゆる「ト書」にあた る部分をわかりやすく書き改め、上段に写 真を組み合わせたもの。

『昭和日本史 9 占領下の時代』 暁 教育図書株式会社 1978年3月 179 p (GB511-65) 東京裁判――勝者の手で裁かれた "戦争犯罪人(岩川隆) pp. 48~51 BC 級戦犯裁判――ずさんな逮捕と 裁判(岩川隆) p. 51 付図版3p

木戸孝彦「東京裁判」(江藤淳 『もう一つの戦後史』 講談社 1978年4月刊 所収 pp. 329~358) (GB566-32) 対談者は、内大臣木戸幸一の次男で、東京裁判の際木戸幸一の補助弁護人として活躍した人。 コンスピラーシー (共同謀議

論)を中心にニュールンベルクの裁判と東京裁判の判決の違いをのべた"予想外だった「共同謀議論」"及び 開戦責任か 敗戦責任かの部分が興味深い。

『NHK 「日本の戦後」取材記 下 終 戦の決算』 学習研究社 1978年4月 295 p (GB566-31) 第8章 審判の日――極東国際軍事 裁判(鈴木肇) pp. 127~181 NHK スペシャル番組班鈴木肇氏の取材 記。

丸山睦男「清瀬一郎論(東京裁判)II」 (『共同研究 日本占領軍 その光と影 下巻』 現代史出版会 1978年9月刊 所収 pp. 107~118) (GB566-34) 東京裁判において、東条英機の弁護人で あり、ポッダム宣言の持つ戦勝・戦敗両国 に対する"相互拘束性"を弁論の一つの論 拠とし、日本人弁護人副団長の任にあたっ た清瀬一郎論。

山田宗陸「児島襄『東京裁判』論(東京 裁判I)」(『共同研究 日本占領軍 その光と影 下巻』 現代史出版会 1978年9月刊所収 pp. 92~106)

(GB566-34)

執筆者は,関東学院大学教授。「児島の 東京裁判"批判"は,戦勝国が敗戦国を裁 いた不当を問題にし,問題にすることで東 京裁判の被告(戦争責任者)を免責し,さ らには,東京裁判そのものを否定すること を目論んでいる」という立場から論じた東 京裁判論。戦勝国が敗戦国を裁くことはよ くないという一般論的批判を乗りこえたも のとして,中国の戦争裁判やラッセル法廷 の意義にふれている。 栗屋憲太郎 「戦争責任論」(『体系・日本現代史 5 占領と戦後改革』 日本評論社 1979年7月刊所収 pp. 37~93) (GB511-84)

執筆者は、立教大学文学部助教授。既に紹介した「戦争犯罪裁判と現代史研究〈研究動向〉」をまとめ、スミルノーフ、ザイツェフの『東京裁判』の解説を書くなど東京裁判に精力的に取り組んでいる。この論文は、「現在にまで論議される極東裁判のもつ不充分性や問題点は、すでに裁判開廷前の過程に露呈し、連合国間の対立をよんでいたからである。すなわち極東裁判研究は、裁判の開始から判決までの時期に劣らず、その前史が重要である」という立場から、連合国の戦争犯罪処罰政策、対日戦争犯罪政策と日本の対応、ポッダム宣言と戦争責任問題、裁判所設置をめぐる相剋、戦犯指名と天皇戦犯問題等を解明した力作。

河辺虎四郎『河辺虎四郎回想録――市ケ 谷台から市ケ谷台へ――』毎日新聞社 1979年7月 294 p (GB511-87) 付 A級戦犯法廷の証言台から pp. 205~213

筆者は、終戦時の大本営参謀次長。本書は1962年「市ケ谷台から市ケ谷台へ」という表題で刊行されたものに、参謀次長在任時の日誌を加えたもの。

利谷信義「極東裁判に現われた日本の戦時法体制」(東京大学社会科学研究所編『戦時日本の法体制』 東京大学出版会 1979年12月刊所収 pp.71~112) (A36-30)

執筆者は、東京大学社会科学研究所教授。東京裁判の立証段階における検察側の 主張が、日本の戦時法体制をどのように見 ていたかを分析したもの。東京裁判そのも のの研究ではないが、東京裁判の限界と今 後の課題にふれている。

保阪正康『東条英機と天皇の時代 下 日米開戦から東京裁判まで』 伝統と 現代社 (発売所 現代ジャーナリズ ム出版会) 1980年1月 231,7p (GB511-93)

> 第4章 洗脳された服役者(承詔必謹, 「戦争全責任ノ前ニ立ツコト」 象徴としての死) pp. 129~216

著者は、ルポ・ライター。「東条メモ」などの未発表史料や関係者のインタビューなどに基づいて書かれた東条英機伝。「東条は、〈大日本帝国という御輿〉をかついた最終走者なのだ。最終走者は、所詮、前走者の投影であり、しいては近代日本の制度的矛盾を映す〈鏡〉であった」(あとがき)という立場から書かれており、「ノート」、「日記」等を利用した巣鴨拘置所や東京裁判の法廷における東条の記述は追力に富む。

「日本ニュース」記録委員会編『激動の昭和――ニュースカメラの見た――』 日本放送出版協会 1980年1月 310 p (GB511-95)

戦後編 東京裁判はじまる pp. 227 ~235

「日本ニュース」のカメラマンが見た東京裁判。

栗谷憲太郎編集・解説『資料日本現代史 2 敗戦直後の政治と社会①』 大月 書店 1980年10月 496 p

(GB631-39)

第4部 戦争責任·戦犯逮捕 pp.

334~364

東久邇首相と外人記者団との会見,戦犯逮捕への反響についての資料15点を収録。これらの資料は、アメリカ議会図書館作成のマイクロフィルム『陸海軍文書』の中の日本政府「終戦直後の情勢・参考資料綴」,内務省警保局「各種情報並ニ民心ノ動向」,国立公文書館所蔵文書「内宮官房総務課資料」に所収されているもの。

BC級戦争犯罪裁判関係

特定の地域における戦争の法規又は慣例に違反する犯罪及び人道に対する罪を犯した者は、A級戦犯に対してBC級戦犯とされ、各国の軍事裁判に付された。このBC級戦争犯罪裁判は、その数も多く、また、その内容においても様々な問題をもっているが、現在に至るも、その裁判資料は殆んど公開されていない。

法務大臣官房司法法制調査部では、米, 英, 仏, オランダ, オーストラリア, フィ リピンなどの国に対し原本や写しの入手を 依頼し、5,702人のうち84パーセントの 3,989人について、その一部またはかなり の部分を収集した(3)。これらは、前稿に紹 介した『戦争裁判記録関係資料目録』(法 務大臣官房司法制調査部 1966年7月刊) に、裁判国、裁判地、事件別にわけて収載 されている。しかし、残念なことに、これ らの資料は、現在のところ公開されていな い。したがって、その概要を知る文献とし ては, 東京裁判の項で紹介した『戦争犯罪 裁判概史要』が BC 級裁判については、概 括的に記述されたものとして数少いものの 一つといえるであろう。

以下, 現在までのところ, 利用可能な資料と主な文献について紹介することとする。

BC 級戦犯裁判概史 (英文)

History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan, 1946–1951. Mg. 5: Trials of Class "B" and "C"

War Criminals. 243 p.

当館の現代政治史資料室が、現在収集中の GHQ 文書の一つである民間史料局 (CHS) 文書の中にある資料で、同局が日本占領の全部野にわたってまとめた公式のモノグラフ集『日本占領行政史』55冊の中の1冊で、BC 級戦犯裁判は、Mg. 5 としてまとめられている。

このモノグラフは、軍事委員会の設立、 その管轄権、国際法上の性格、裁判に適用 される規則や規程の根拠を示した第1部と 横浜裁判の概況を示す第2部とからなりた っている。その内容目次は次のとおりであ る。

Part I: War crimes. pp. 1-83.

Chapter 1. International obligations.

- 2. Japan's offenses in World War II.
- 3. Allied protests and warnings to Japan.
- Investigation of war crimes and preparation of cases for trial.
- Military Commissions and rules and regulations governing trials.

Part II: Trials. pp. 84-210.

Chapter 1. Command reponsibility trials.

2. POW camp trials.

- 3. Trial for ceremonial murders.
- 4. Airmen atrocity cases, Kempei and other.
- 5. Denial of a fair trial.
- 6. Trial for acts of revenge.
- 7. Trials for medical experiments on POW.
- 8. Statistics regarding the trials and sentences.
- 9. Review, clemency and parole. Appendixes. pp. 211–243.

横浜裁判再審理記録集(英文)

Reviews of the Yokohama Class B and Class C War Crimes Trials by the U.S. Eighth Army Judge Adovocate, 1946–1949. National Archives Trust Fund Board, National Archives and Records Service, Washington, 1981. 5 rolls.

アメリカは, 各作戦地域ごとに制定され た戦争犯罪人裁判規程に基づき設置された 軍事委員会 (Military Commission) によ って BC 級裁判を行った。この軍事委員会 による戦争犯罪裁判は,一般の司法手続で 使用されている意味における「控訴」に相 当する権利は認められていないが、 有罪の 判決を受けた者は、軍政地区法務官 (the Military District Judge Advocate) の再案 理 (review) の申立てを行う権利が認めら れている。法務官は、裁判記録を審理し、 事実及び法律問題に関し、綿密に検討し、 認定を確認し、又は破棄すること、刑を確 認し、又は減軽することについての勧告 (recommendation) を提出した。そして, 軍事委員会を任命した指揮官(死刑の場合 は軍司令官)の確認 (confirmation) の 後, 刑は執行された(4)。

当館の現代政治史資料室が収集した上記のマイクロフィルム5巻は、横浜裁判に関する米国第8軍法務部長の再審理関係の記録を集めたものである。

横浜裁判は,1945年12月18日に開始され,1949年10月19日に終了した。319件,996名の被告に対する判決は,死刑124名,終身刑63名,有期刑667名,無罪142名であった。そして,再審理の結果,死刑124名のうち51名の死刑が最高司令官によって確認され,執行された。それ以外のものは,終身刑,有期刑に減刑された。

横浜法廷では、俘虜収容所事件、搭乗員 処刑事件、九大生体解剖事件等の裁判が行 われたが、このマイクロフィルムの中に は、有罪となった854名全員について、事 件番号(case number)ごとに、被告人氏 名、地位、年令、軍歴、起訴理由、罪状認 否、軍事委員会による罪状の認定、判決、 証拠の概要、被告側の証人の証言概要、被 告人の陳述、法務官の評価・再審理、第8 軍司令官への勧告が掲載されている。

この5巻の内容細目は、次のとおりである。

Roll 1. Finding aids (Documents of authorization, Alphabetical list of names of accused, List of Accused by docket number)

Reviews of cases by docket number 1–84.

Roll 2: 85–155. Roll 3: 156–252.

Roll 4: 253–303.

Roll 5: 304–371.

二,三例をあげると,巣鴨戦犯での絞首 刑第一号として知られる大牟田俘虜収容所 長由利敬中尉の記録(8頁)の事件番号は 2で、花岡事件の記録(110頁)の事件番号は74である。これらは、1巻の冒頭にある被告人名リストによって事件番号を検索することができる(検索は、米国国立公文書館作成のパンフレットによる方が容易である)。

この資料は、横浜裁判関係の記録が公開 されていない現在、その概略を知る上で極 めて価値の高いものといえるであろう。

マニラ裁判軍事委員会命令集(英文)

GHQ/FEC Military Commission Orders.

当館の現代政治史資料室で収集した GH Q 高級副官部の資料の中に、「極東軍総司令部軍事委員会命令」という資料がある。これは、米国陸軍によって行われたマニラ裁判の再審理の記録と同様である。これは、1946年34号、1947年27号、1948年27号、1949年23号、1950年35号よりなり、これによって有罪の判決をうけた全ケースについて、その起訴から最高司令官の確認に至る経緯が判明する貴重な資料である。一例をあげれば、終戦時の比島方面最高司令官山下奉文大将のケースは、1946年の第2号である。

これらは、List of names of accused arranged alphabetically (現代政治史室資料室備付)によって検索することができる。

<図 書>

BC 級戦犯裁判のもつ問題の重要性は、東京裁判に劣るものではない。しかし、裁判関係資料が公開されていないため、また、「現実の BC 級裁判では、極言すれば、逆に『国体護持』(天皇の免責)のための不可欠の代償物として、戦争指導者が本来

とるべき政治責任までもが BC 級戦犯に加重,放置されたままに終った」 (5)ため,本格的な研究は極めて少なく,関係者の体験記や聴き取りなどによって一部が明らかにされているにすぎない。

以下、BC級裁判を全般的に取り扱った図書を年代順に紹介する。

記録·体験記·BC 級戦犯論

巣鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相』 1952年5月 1冊(謄写印刷)

(A191-7)

「巣鴨刑務所在所者間に作られている法 務委員会は広い立場から戦犯問題の検討に 資するため戦犯裁判の実相, 各地刑務所で 受けし虐待事件、家族の生活状況等に関し 纒った資料を残すこと」(編輯後記) の目 的で編さんされたもの。委員長東邦彦の下 に, 矢島七三郎 (横浜法廷), 福岡千代吉 (マニラ法廷)、若林清作(グアム・クエゼ リン法廷),松井正治(上海法廷),樽本重 治(英国関係), 菅原顕一(仏印関係), 東 邦彦(蘭印関係),木田達彦(戦犯家族関 係)の諸氏が編集を担当し、裁判地区別に ブロック会を編成し、代表205人がそれぞ れの体験を記し、それを編さんしたもので ある。序説,第1編 蘭印地区戦争裁判. 第2編 米国関係戦犯裁判, 第3編 中国 の戦犯裁判(別冊とするとなっているが、 刊行されたか否かは不詳)、第4編 仏領 印度支那--西貢軍事法廷に於ける戦争裁 判の実相,第5編 英領地区戦犯裁判,第 6編 家族の実情の6編からなる。編ごと に頁数が付されており、全体は約850頁の もの。ワラ半紙に謄写印刷されたもので、 200 部刷られ、衆議院法務委員会、救援団 体、法務省などに配布されたとのことであ る。

法廷ごとに戦犯被告名簿が付されており、資料的価値は極めて高いものといえよう。なお、昨年8月、「戦犯裁判の実相」刊行会(槙書房内)により、タイプ印刷(B5版 700頁)による復刻版が刊行された(©)。

なお、この書の編集委員長であり、序説を書いた東邦彦氏は、ジャワ島刑務所所長として、捕虜虐待の責任者として、重労働15年の刑を受けた行刑関係の人である。

亜東書房編『われ死ぬべしや――BC級戦 犯者の記録――』 亜東書房 1952年 8月刊 345 p (915.9-A957w)

- 1 大陸の施風に生きる(中国)
- 2 罪を負うて南十字の星の下に (蘭印) 3 パールス・ヒルの荆蕀 (シンガポール) 4 要塞監獄に蠢 く(香港)

亜東書房が全国戦犯者の留守宅と連絡し、或は出所者を訪ね、BC級24名の手記を集めたもの。中国関係5編、蘭印関係11編、シンガポール関係4編、香港関係4編からなり、巻末に蘭印関係刑死者の氏名とその墓地、香港に於ける戦犯刑死者名簿が付されている。ただ、執筆者は全部筆名である。

理論編集部編『壁あつき部屋――巣鴨B C級戦犯の人生――』 理論社 1953 年2月 227 p (915.9-R57k) 巣鴨への道、巣鴨のあけくれ、消えない 絵―「犯罪」の記録、壁あつき部屋―巣鴨 での反省よりなる。

佐藤亮一編著『虐待の記録』 潮書房 1953年4月 188 p (915.9-Sa862g) 第1編 運命の十字架を背負うて,第2 篇 各地戦犯裁判の実相,第3篇 「スガモ」の感情の3篇よりなる。第1篇では, 正義人道の名の下に行われた裁判という名 の復讐と論じ,第2篇で英濠地区,米軍関係,比島地区,仏印地区,蘭印地区,ソ連地区の裁判の実相を紹介している。編著者は,毎日新聞記者。

巣鴨遺書編纂会編『世紀の遺書』 巣鴨 遺書編纂会刊行事務所 1953年12月 740,55 p (210.75-Su688s)

1952年8月, 巣鴨文化会内に遺書編纂会を設立し、遺族の手許に埋れていた遺書を全国から収集し、692編の遺書・遺稿を収めた本書を刊行した。この書は、4版以降は、白菊会(戦犯刑死者の遺族会)に版権が移譲され続刊された。巻末に、戦犯死没者名簿(五十音順)が付されている。

これは、BC級戦犯裁判を調べる上で、 手がかりとなる貴重な資料といえよう。

なお、この普及版として、この中から約 100編を選んで編さんしたものとして、次 のものが刊行されている。

巣鴨遺書編纂会編『死と栄光――戦犯死 刑囚の手記――』 長嶋書房 1957年2月 301p (915.9-Su688s)

厚生省·引揚接護局『本籍別戦争裁判受 刑者名簿 第1~4』 1956年2月

4冊(謄写印刷) (329.49-Ko657h) 対日平和条約第11条に掲げる裁判により 有罪の判決を受けた者及び未決拘禁中の死 亡者をその者の本籍別に収録したもの。

4部の内容は下記のとおりである。

第1部 北海道 青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島 新潟 長野 群馬 栃木 茨城 埼玉

第2部 東京 千葉 神奈川 山梨 静

岡 愛知 岐阜 三重 石川 富山 第3部 福井 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 兵庫 岡山 鳥取 島根 広島 山口

第4部 香川 徳島 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖繩

なお、第5部 台湾、韓国が刊行されているが、当館には所蔵されていない。

各都府県別名簿の中は,裁判国別に区分され,名簿には,所属,官等,氏名,生年月日,本籍,現住所(留守家族,遺族),収容年月日・場所,裁判状況等が記載されている。

坂邦康編『史実戦争裁判』 東潮社 1967年7月~1968年1月 5冊

『二・二六事件判決原本』などを刊行した東潮社が、「このような悲惨な記録を公開するのは、今はなき旧日本軍隊のしかばねや、戦争の古傷をえぐり出すためではない。二十数年前のできごとが、あまりにも歪曲され、勝者は正義なりしと、また報道や宣伝に浮かびあがった一部のものと、一将の功(戦記)のみが、ふたたび称えられんとしているからである。」(はしがき)の立場から編さんされた BC 級戦犯裁判の記録である。

これらの記録集の基になったものは、 『戦犯裁判の実相』で、これに関連資料を つけ加えて刊行されたものである。しか し、編集方針をめぐり、『戦犯裁判の実相』 の編集者巣鴨法務委員会と意志の齟齬をき たし、この記録集は、以下の5冊が刊行さ れた後、『仏印地区戦争裁判』などの刊行 は打切られたと耳にしたことがある。

『戦犯裁判の実相』が極めて限られた範囲にしか配布されなかったので,この記録

集は、利用可能な資料の一つとして、かな り広く読まれてきたものである。

坂邦康編著『比島戦とその戦争裁判―― 惨劇の記録――』 東潮社 1967年5 月 217 p (東潮ライブラリイ)

(329. 48-Sa343h)

比島地区戦争裁判被告一覧(米軍法廷) 総論 太平洋戦争と比島の実相 作戦 の推移と警備の概況 比島決戦と比島 ゲリラ隊 比島ゲリラ隊の活動概況 各地区におけるゲリラ活動 不時着日 本軍機搭乗員の虐殺等 裁判の概況 裁判された事件の概要 裁判において 不利を招いた特殊事情

東潮社現代史料室 坂邦康編 『史実戦争裁判 英領地区』 東潮社 1967年7月 170 p (329.49-To575s) 裁判の実相(容疑者の摘発 容疑者に対する取調べ 裁判所 検察側の証拠被告側の立場 未決拘留中の虐待 裁判に現われた事件 戦争裁判の矛盾と同胞) シンガポール,オートラム刑務所における虐待 泰緬鉄道(戦場にかけた橋) 泰緬鉄道と俘虜管理 ペナン粛正事件とその裁判 チャンギー刑務所の虐待 英領地区戦争裁判の起訴事由 戦犯被告名一覧

坂邦康編著 『史実記録 戦争横浜法廷 第1 B·C級』 東潮社 1967年10月 185 p (329.49-Sa343y) 横浜裁判の概要 俘虜収容所関係事件 東京陸軍刑務所 米軍機搭乗員焼死事 件米軍航空機搭乗員処刑について 俘 虜取扱いの実相(浦田寅治郎) 潜水艦 事件について(E·T記) 横浜地区裁 判関係者名簿

坂邦康編著 『史実記録 戦争上海法廷第1 米軍関係』 東潮社 1967年11月 154 p (329.49-Sa343s) 米軍上海法廷関係者一覧 上海軍事法廷の概要 虐待事件 一般殺害事件(漢口引まわし事件)軍律会議事件ヅーリルケース(ドーリットル処刑事件)香港事件 漢口事件関係者遺稿(原文)日本軍律ならび軍律会議について(K・S記) 〜ーグ空戦法規 陸戦の法規慣例に関する規則

坂邦康編著 『戦争南洋群島 米軍法廷』 東潮社 1967年12月 163 p(図版共) (329.49-Sa343h)

祖国に訴う(S・T記) ケゼリン軍事 法廷「ミレ島」事件(T・W記) ヤルート島民事件(S・K記) パラオ 島陸軍関係事件(T・W記) ウエーキ 島捕虜処刑事件(S・K 記) 「トラッ ク」島海軍警備隊事件(W記) 裁判 被告名一覧(グアム、ケゼリン地区)

坂邦康編著 『史実記録 戦争蘭印法廷第1 オランダ軍関係』 東潮社 1968年1月 171 p (329.49-Sa343r) 蘭印関係裁判被告名と起訴理由 裁判の概要 戦争裁判処罰法・規定 ジャワ刑務所事件判決要旨 拘留・取り調べ・審理・弁護人の活動等について 遺稿(半沢勇 田畑盛順)

巣鴨法務委員会編 『遙かなる南十字星 — 戦犯の実相— 』 山王書房 1967年8月 286 p

(329. 48-Su688h)

『戦犯裁判の実相』を基に編さんしたもの。戦争裁判――勝者の正義、悲しき戦犯の記(日本人なるがゆえに、地獄のオートラム刑務所、曲解と捏造、そして死、裁判か芝居か、人道の名のもとに、憎悪と侮蔑の嵐)からなる。

川野京輔 『尋問・拷問・処刑』 秋田 書房 1970年8月 244 p (A191-2) 断頭合への手向けの花(大西一) 戦 争裁判とは何か 理由なき逮捕 不法 なる監禁 報復裁判 集団殺人 高価 なる報酬 捕虜収容所 海上の戦争犯 罪 歴史の裏側 タイ・ビルマ特急の 夢 無罪から有罪へ 戦犯の汚名のも とに 現代の戦争犯罪 (A級戦犯の 手記) ニクソン大統領に訴える(佐 藤賢了) あとがき

著者は、推理小説家であり、戦争史関係の作家。『戦犯裁判の実相』を参考資料として「戦争犯罪が結局は勝者の敗者に対する報復裁判であったことを、多くの実例をあげて説明しようとした」(あとがき) もので、南京虐殺、バターン死の行軍などの章ももうけられている。

第波常治 「BC 級 戦 犯 と 戦 後 思 想」 (『共同 日本占領』 思想の科学研究 会編 徳間書店 1972年12月刊所収 pp. 327~346) (GB566-11)

戦争の結果、原爆とともに、日本が背負った深刻な体験である C 級戦犯裁判は、「上官の命令による強制があっても、個人の責任を免ぜられない」という『責任』ということの意味に新しいものをつけ加えたとの意見を紹介し、BC 級戦犯の問題が、ほとんど注目をひかないのは、真相を伝える資料が一般の日本人の目のとどかないと

ころに埋没している点にもあることを指摘している。

大谷敬二郎 『戦争犯罪』 新人物往来 社 1975年5月 233 p (A191-11) 東京憲兵隊長,東部憲兵隊司令官の経歴 をもち、米軍搭乗員虐待事件で責任を問わ れ、横浜軍事法廷で重労働10年の刑を受け た著者が「残虐行為は彼我の区別なく戦場 の常だというのである。戦場道徳をいかに 高揚としようとも、 苛烈な近代戦争では、 それにも限定があるのだ。そこでは、もは や、その残虐を生む戦争そのものが、厳し く批判され追究されねばならない」(まえ がき)という立場から、多くの戦犯者の記 録、証言にもとづいて書いたもの。第1部 戦争裁判の真相 第2部 軍隊指揮官と戦 争犯罪 第3部 戦犯将軍の裁判に思うの 3部からなる。東京裁判関係では、南京虐 殺と松井石根大将 (pp. 66~83) の一章が ある。

岩川隆 『神を信ぜず――BC 級戦犯の 墓碑銘――』 立風書房 1976年4月 256 p (A191-17)

筆者は作家。昭和50年1月1日号から6月25日号まで『週刊文春』誌上に連載した作品を大巾に加筆したもの。第1話武士道裁判は、B29のエムリー俘虜の死体を突き刺した事件(横浜法廷における裁判第1号)、第2話私刑(リンチ)は、P51のスキャンラン俘虜を虐殺した事件、第3話監獄島は、アンダマン島におけるスチュワードサウンド事件を扱っている。

全国憲友会連合会編纂委員会編 『日本 憲兵正史』 全国憲友会連合会本部 1976年10月 1450 p (AZ-681-10)

4章 戦争裁判(戦争裁判の展望 連 合各国の戦争裁判法規 戦争裁判の実 相 戦犯裁判の実例 ソ連戦犯の概要 中共戦犯の概要 無期・有期戦犯者の 服役等 今次の戦争犯罪に対する考察 サイゴン憲兵分隊の悲劇 戦犯二重刑 の問題 戦争裁判の記録は語る 夢幻 泡影 憲友会の創立 付:戦犯裁判一 覧表) pp. 1240~1324

本書は、大西覚、石倉軍二両氏が執筆し た原稿をもとに、『ある作戦参謀の悲劇』 等の著者芦沢紀之氏が修史したもの。戦争 裁判の章は、憲兵の戦犯裁判を中心に記述 されており、ソ連及び中国関係の戦犯の概 要の記述に特色がある。

富永正三 『あるB・C級戦犯の戦後史 ――ほんとうの戦争責任とは何か――』 水曜社 1977年8月 219 p

(GB554-581)

第1編 B・C級戦犯の宿命, 第2編 B·C級戦犯と戦争責任の2編からなる。 第1編では、歩兵第232連隊第10中隊長と して、満州で敗戦をむかえ、シベリヤ抑留 をへて, 捕虜虐殺の戦犯容疑者として中国 へ引き渡され、中国側の辛抱づよい教育に より、自己の戦争犯罪を認める「認罪」を 行ない, その後, 不起訴となり帰国するま での過程を卒直に記した体験記である。第 2編では、中国の裁判と対比すると、他の 国のBC級裁判は短期間に行われ、しかも 命令者が責任をのがれ、命令の実行者に責 任が押しつけられるケースが多かったこと を指摘し、BC級戦犯の犯罪は天皇制軍隊 の機構そのものの犯罪であるとして、天皇 の戦争責任にもきびしく迫っている注目の 書である。

第4編(戦争終結期 含戦争裁判)第 なお、中国戦犯関係では、中国帰還者連 絡会・新読書社編『侵略――中国における 日本戦犯の告白――』(新読書社 1971年 5月『三光』カッパ・ブックスの新版) (915.9-Ty996s-(s)), 島村三郎『中国から 帰った戦犯』(日中出版 1975年7月 242 p (GB554-363) などがある。

> 茶本繁正『獄中紙"すがも新聞" --戦 後史の証言---』 晩声社 1980年10 月 250 p (A191-22)

巣鴨拘束所に収容されていた BC 級戦犯 たちが編集し、発行していた獄中紙『すが も新聞』(創刊: 1948年6月5日付, 最終 号: 1952年3月29日付) を分析し、BC級 戦犯問題に迫ったもの。

幻の新聞、『戦犯裁判の実相』、娯楽と学 習、戦争と死、講和条約への怒り、韓国人 戦犯、裁く者と裁かれる者の7章からな り、「つまるところ 命令の忠実な 実行者で あったBC級に、戦争犯罪が問わるべきで あったかどうか、さらにいえば国家の大権 を掌握し、兵馬の大権を統師した天皇に戦 争責任がなかったかどうかである」(p232) と問題をなげかけている。

なお、巣鴨プリズンについては、次のも のが刊行されている。実松譲『巣鴨』(図 書出版社 1972年4月 270 p) (KH526-36), 小川六朗編『写真集 世紀の刑場-巣鴨プリズン――』(国書刊行会 1982 年 2月 178p) (A191-29)

上坂冬子『巣鴨プリズン13号鉄扉』 潮社 1981年3月 268 p (A191-23) 米国国立公文館所蔵の BC 級 戦 犯 公 判 記録及び供述書や遺族とのインタビューな どにより構成した BC 級戦犯のドキュメン - h

次に、個別のケースを扱った図書のうち 主なものを紹介する。

九大生体解剖事件

仙波嘉清『生体解剖事件』 金剛出版 1963年11月 216 p (329.48-Se176s) 著者は,九大第一外科石山教授の旧友。

東野利夫『汚名――「九大生体解剖事件」 の真相――』 文芸春秋社 1979年7 月 229 p (GB554-782) 著者は、九大医科部解剖学第二講座の平 光教授の教え子。

上坂冬子『生体解剖 --- 九州大学医学部 事件 --- 』 毎日新聞社 1979年12月 268 p (GB554-861) スートランドにあるワシントン・ナショナル・レユーズ・センターに所蔵されている公判記録や被告の宣誓供述書にあたり、まとめたノンフィクション。

山下裁判

A・フランク・リール著 下島連訳『山 下裁判 上,下』 日本教文社 1952 年6月 上 216p 下 240 p (210.75-cR32y-S)

A. Frank Reel の "The Case of General Yamashita" (The University of Chicago Press, 1949) の邦訳。

宇都宮直賢『回想の山下裁判』 白金書 房 1975年 334 p (A191-12)

その他

宗宮信次『アンボン島戦犯裁判記』 法 律新報社 1946年5月 82 p (329.49-So633a) 著者は、アンボン島俘虜虐待事件の弁護 にあたった弁護士。公判の記述は、当時のも のとしてはかなり詳しく、客観的である。

河村参郎『十三階段を上る――戦犯処刑 者の記録――』 亜東書房 1952年 4 月 240 p (915.9-Ka865z) 著者は、元シンガポール警備隊長。

岡田資遺稿『巣鴨の十三階段――戦犯処刑者の記録――』 亜東書房 1952年 8月 257 p (915.9-O446s) 搭乗員38名を略式又は軍律裁判で死刑に処した事件で絞首刑の判決を受けた元東海軍管区司令官の遺稿。

杉松富士雄編『死して祖国に生きん――四戦犯死刑囚の遺書――』 蒼樹社 1952年8月 334 p (915.9-Su725s) 北部仏印の「ランソン事件」の公判記録。編者は戦犯弁護にあった弁護士。この図書は、『サイゴンに 死す――四戦犯死刑囚の遺書――』(光和堂 1972年6月 339 p)(GB554-161)として再刊されている。

水野徹雄『遙かなる平和に――巣鴨の予言――』 刀江書院 1952年10月 326 p (915.9-M728h) 東京俘虜収容所での俘虜虐待により重労働5年の判決を受けた著者の「巣鴨日記」。公判の記録も詳細で、A級戦犯の巣鴨生活の記述もある。

篠崎護『シンガポール占領秘録――戦争 とその人間像――』 原書房 1976年 8月 266 p (GB554-431) 7章 戦犯裁判 pp. 155~190

御田重宝『太平洋戦争下偽装病院船事件

---「橘丸」と戦犯裁判 人間の記録 ----』 現代史出版会 発売: 徳間書店 1977年9月 257 p (GB541-91)

(GE122-57)

河崎義祐『母の大罪』 エイジ出版 1981年8月 264 p (A191-27) 巣鴨プリズンで絞首刑1号となった由利 敬元陸軍中尉とその母の生涯を描いたも の。

上坂冬子編『巣鴨・戦犯絞首刑―ある 戦犯の獄中手記―』 ミネルヴァ書 店 1981年12月 246 p (A191-26) 仁川捕虜収容所勤務の軍医予備員として 絞首刑の判決を受けた水口安俊氏の獄中手 記。

最後に、最近注目をあびている細菌戦部 隊に関する図書を紹介する。

『細菌戦用兵器ノ準備及ビ使用ノ廉デ起 訴サレタ元日本軍軍人ノ事件ニ関スル 公判書類』 モスクワ 外国図書出版所 1950年

738 p (A191-10) ハバロフスク極東裁判の裁判記録。

秋山浩『特殊部隊七三一』 三一書房 1956年 233 p(三一新書) (915.9-A371t)

島村喬『三千人の生体実験――関東軍謎

の細菌秘密兵器研究所──』 原書房 1967年3月 274p (329.48-Si346s) これは、『三、○○○人の生体実験── 日本軍「細菌部隊」の罪業──』(原書房 1981年12月 264p) (GB554-1170)として 改訂版が刊行されている。

山田清三郎『細菌戦軍事裁判――記録小 説――』 東邦出版社 1974年4月 261 p (KH694-82)

常石敬一『消えた細菌戦部隊――関東軍 第 731 部隊――』 海鳴社 1981年 5 月 237 p (GB554-1045)

森村誠一『悪魔の飽食 ― 「関東軍細 菌戦部隊」恐怖の全貌/長編ドキュメント』 光文社 1981年11月 246 p (カッパ・ノベルス) (GB554-1165) なお,獄中における心境や虐待の模様を記した BC 級戦犯の人たちの手記や個々の事件について記した図書はかなり多数刊行されているので、今回はすべて割愛した。

最後に、雑誌論文ではあるが、比較的早い時期にBC級戦犯裁判の実態について記した次の論文を紹介して筆をおくこととする。

一又正雄「BC 級戦犯裁判の全貌」(『自 由』 1970年8月号 pp. 110~141)

注

(1) 戦争犯罪裁判に対する研究の動向を分析したものとして、次の論文がある。

粟屋憲太郎「研究動向 戦争犯罪裁判 と現代史研究」(『歴史学研究』第 453 号 (1978年 2 月) 所収)

ベトナム戦争と東京裁判との関係につ いて分析したものとして,次の論文があ る。

幼力直吉「極東裁判と人間の思想―― 木下順二『神と人とのあいだ』によせて ――」(『思想』1972年10月号所収)

同「極東裁判の歴史的意味――ニュールンベルグ裁判との対比において――」 (国民教育研究所編『極東裁判――教育証言の記録 第1部 解説』所収)

家永三郎「極東裁判についての試論」 (『世界』1968年8月号所収)

また、木下順二は東京裁判の厖大な速 記録を何回となく読み、1970年、戯曲 『神と人とのあいだ』を書きあげたが、 その創作意図を記した次の記事は、東京 裁判と戦争責任との関係を鋭く分析して いる。「忘却について」(1970年10月12日 付『朝日新聞』) 「戦争責任の問題はもう終ったか」 (1974年1月8日付『東京新聞』) この二つの記事は、『忘却について』 (平凡社 1974年刊)に収載されている。

- (2) 森恭三『記者遍路』朝日新聞社 1974 年5月(朝日選書 10) pp. 115~116
- (3) 「戦争裁判記録編さん終える」(1973年4月1日付『読売新聞』)
- (4) 『戦争犯罪裁判関係法令集 第Ⅲ巻』 1967年 p159
- (5) 粟谷憲太郎「研究動向 戦争犯罪裁判 と現代史研究」p 25
- (6) 「『戦犯裁判の実相』30年ぶりに発刊」 (『1981年8月15日付『東京新聞』)

(昭和56年8月末記。同年12月末追記) (すみたに・たけし 法律政治課)